

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

規制の名称：保管場所としての道路の使用の禁止等から除外される対象の追加

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局交通規制課

評価実施時期：令和 8 年 3 月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

ii

(該当理由)

- ・ 本改正に伴う負担は発生しない。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

- ・ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「改正電気通信事業法」という。）において、鉄塔等提供事業者（基地局用の鉄塔その他の総務省令で定める工作物（以下「鉄塔等」という。）を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者。以下同じ。）が、総務大臣の認定を受けた場合には、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）の手続よりも簡易な手続で、他人の土地等の使用权の設定等を受ける権利（以下「公益事業特権」という。）の付与を受けることができることとされたことを踏まえ、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 329 号。以下「令」という。）第 4 条第 2 項に、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用除外に係る場合として、総務大臣の認定を受けた鉄塔等提供事業者（以下「認定鉄塔等提供事業者」という。）が、当該認定に係る事業の用に供する鉄塔等に係る工事（以下「鉄塔等工事」という。）の実施のため駐車することがやむを得ない場合を追加する。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 法は、道路上の場所を自動車の保管場所として使用すること（法第 11 条第 1 項）、自動車が道路上の同一の場所に引き続き 12 時間以上駐車することとなるような行為（同条第 2 項第 1 号）及び自動車が夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）に道路上の同一の場所に引き続き 8 時間以上駐車することとなるような行為（同項第 2 号）を禁止している。
- ・ 一方で、同条第 3 項において、政令で定める特別の用務を遂行するため必要がある場合その他政令で定める場合については、これらの禁止規定を適用しないこととしており、このうち「政令で定める場合」（以下「適用除外に係る場合」という。）を令第 4 条第 2 項各号で規定している。
- ・ 令第 4 条第 2 項第 6 号においては、電気通信事業法第 128 条第 1 項の規定の適用がある線路及び空中線並びにこれらの附属設備（以下単に「線路」という。）に係る工事が行われている間、当該工事の実施のため駐車することがやむを得ない場合が、適用除外に係る場合として規定されている。これは、総務大臣の認定を受けた電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が当該認定に係る事業の用に供する線路を設置する場合には、公益事業特権が付与され、その工事の公共性が同法上明らかにされていることから規定されたものである。
- ・ 改正電気通信事業法では、認定鉄塔等提供事業者に対して、認定電気通信事業者と同様に、公益事業特権を付与する制度が創設された。
- ・ 適用除外に係る場合である認定電気通信事業者による線路に係る工事においても、鉄塔等に係る工事は行われているところ、認定鉄塔等提供事業者が行う、認定に係る事業の用に供する鉄塔等工事についてもこれと同様の内容が想定されており、工事現場周辺等への影響等を考慮して、夜間に 8 時間以上工事を行うこと及び鉄塔等の搬送・作業等を行う大型トラックや移動式クレーン車の重量等の観点から、建設現場直近の道路上に駐車せざるを得ない場合も想定されるが、現行の規定では、鉄塔等工事の実施のため駐車することがやむを得ない場合は、適用除外に係る場合の対象とされていない。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- ・ 鉄塔等工事の実施のため、駐車することがやむを得ない場合を、適用除外に係る場合に追加する。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 鉄塔等工事の実施のため、駐車することがやむを得ない場合の工事が円滑に実施可能となる。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

- ・ 本改正による費用は発生しない。

＜行政費用＞

- ・ 本改正に伴う行政費用は発生しない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐ 意見聴取した ☒ 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

☒ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考に行っている

☐ その他

（具体の理由： ）

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。